

[研究ノート]

教育制度の分岐化について

日野 純一

はじめに

戦前日本の学校教育はヨーロッパ型の複線化教育であった。戦後 GHQ 指導の下、教育の単線化（633 制）が始まり、今日まで長く日本の教育制度として定着してきた。しかし 633 制は子どもの発達に即していないのではないかという指摘もあり、昭和 46 年の中央教育審議会答申（以下「中教審」という。）や昭和 60 年の臨時教育審議会第 1 次答申等により 633 制の改革や 6 年制中等教育学校設置等の学校体系の複線化が提唱された。

平成 11 年の学校教育法の改正により宮崎県で最初に五ヶ瀬中等教育学校が設立され、このうち中高一貫教育が全国展開することとなる。また平成 12 年に広島県呉市で小中一貫教育の試行がはじまり平成 17 年中教審「新しい時代の義務教育を見直す」で、小中学校教育の在り方が問い直された。

今日小中一貫教育、中高一貫育を実施する公立学校が増加し、また大学の飛び入学制度が始まり、早期高等学校卒業制度が議論されるなど学校教育制度の分岐化がおこり新たな複線化時代に再び突入したといってもよい。

平成 28 年度から義務教育学校の設置が始まり、小中一貫教育が制度化されることも踏まえ、初等中等教育における教育制度の分岐化の流れについて今一度整理してみる。

1 戦前の複線化教育

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成 26 年版）に記載されている学校系統図に基づき戦前・戦後と各国の教育制度を考察してみる。学校系統図は、縦軸は年齢、横軸は学校種に通っている人口幅を示している。複線型学校制度とは主にヨーロッパ諸国で発達してきた制度であり、小学校や中学校の段階から、異なる修業年限、学校種が併存している学校制度である。実際は主に進学校か就職型かという違いによって分かれていた。戦前の日本では小学校（国民学校）卒業以降は、個々の生活環境や将来への希望によって中学校、高等女学校、高等科等一人一人多様な進路を選択することができた。

戦前の教育制度の概要¹⁾

年齢				
25	大学院			
24				
23				
22	帝国大学 (3年)			
21				
20				
19	高等学校 (3年)	専門学校 (3年又は 4年)		
18				
17				
16	中学校 (4年又は5年)	高等女学校 (4年又は 5年)	高等小学校 (3年又は 4年)	
15				
14				
13				
12				
11				
10	尋常小学校 (義務教育6年)			
9				
8				
7				
6(歳)				

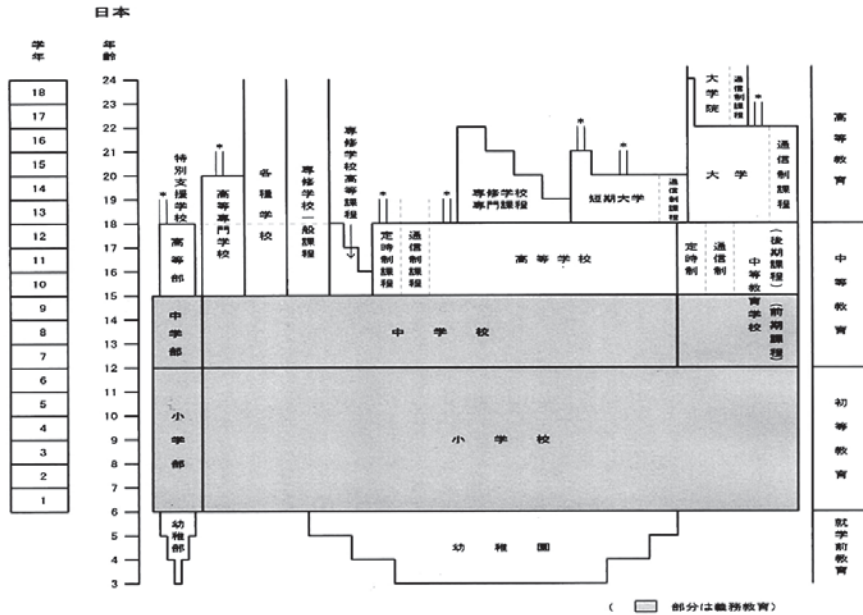
日本の教育制度は明治5年の学制発布に始まり、明治後期には上記のような形となり、概ね戦前まで続いた。

2 戦後の単線化教育

戦後 GHQ により全ての子どもたちの教育の機会均等という名目の下にアメリカ型の 633 制の単線型教育制度が導入された。さらに高校教育については GHQ は単線型教育を推進するため小学区制・男女共学・総合制の高校三原則も打ち出した。ただ実際は有名進学校に進学するために住居を移す現状が見られ、普通科と専門科等の併設は実態にそぐわないなどの指摘などにより、一部を除いて全国的に受け入れられたのは男女共学のみであった。

エリート意識の高い旧制の中学校間にあった格差を是正し、その平準化を図るとともに小学校、中学校、高等学校をできるだけ地域の学校として普及を図ろうとするねらいがあった。

文部科学省「諸外国の教育統計」平成26(2014)年版



(注)
 1. *印は専攻科を示す。
 2. 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

3 複線化への回帰

昭和46年の中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(以下「46答申」という。)において、戦後教育の成果を評価しつつ初等中等教育改革の基本構想として、発達段階に応じた学校体系の開発とその先導的試行、学校段階の特質に応じた教育課程の改善、公教育の質的水準の維持向上と教育の機会均等の保障、幼稚園教育の積極的な普及充実、特殊教育の積極的な拡充整備などについて様々な提言をされた。この46答申で示された学校体系の先導的試行や高等教育の種別化等については、むしろ答申付記の「求められる日本人」が注目を浴び過ぎ、学校制度については国民的議論があまり巻き起こらずその時は実施されなかった。

戦後長く続いた国民の平等教育に対する容認とエリート教育への無意識的な抵抗感があったものと推測される。しかしついに平成10年学校教育法が改正され、633制の単線型教育制度の中に中高一貫教育や小中一貫教育の導入が可能となった。この二つは導入の時間的差異もあるが、その取り組みの背景と意義が少しばかり異なっている。

(1) 中高一貫教育

平成9年中教審第2次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（以後「平成9年答申」という。）において中高一貫教育の選択的導入が提言された。

中高一貫教育の利点は

- 1 高等学校入学者選抜の影響を受けずに「ゆとり」のある安定的な学校生活を送れること
- 2 6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能になること
- 3 6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸長し、優れた才能の発見がよりできること
- 4 中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できること

中高一貫教育のパターンとしては3種類ある。

① 中等教育学校

日本における中等教育学校は、小学校に続く学校とされ、修業年限（卒業までに教育を受ける期間）は6年である。小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育（前期中等教育）並びに高度な普通教育（後期中等教育）及び専門教育を一貫して施すことを目的としている。

中学校と高等学校を合わせた年限に相当する6年間の一貫教育を行う学校として、平成10年6月の学校教育法改正により、中等教育学校として新たに定められた学校種である。当然、中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要である。ただし、当分の間は中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程（中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程）の教科を担当することができるとしている²⁾。

公立では平成11年度の宮崎県五ヶ瀬中等教育学校、私立では平成12年度の創世中等教育学校、国立では平成12年度の東京大学教育学部附属中等教育学校、奈良女子大学文学部附属中等教育学校（現在の奈良女子大学附属中等教育学校）が最初である。

特に宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校は中高一貫教育の先駆的な役割とともにその成果が世間に驚きをもって注目された。

過疎化対策として実施した宮崎県フォレスト構想の中で設立、宮崎県全域から入学可能とし、全寮制で多くの生徒が卒業とともに東大など超難関大学に進学したため全国から注目された。また46答申で提言されながかなか日の目を見ることができなかった中高一貫教育校が戦後初めて公立学校として開校した意義は大きく、中高一貫教育を推し進める突破口になった。

② 併設型中高一貫教育

同一の設置者が中学校と高等学校を併設し、接続して中高一貫教育を行うものである。中学校の卒業者は無試験で高等学校に進学することができる。これに加えて、外部からの高等学校入学希望者に対して入学試験を行うことも可能である。

基本的に併設されている中学校の生徒はそのまま高等学校に進学するが、他の高等学校や高等専門学校などを受験することも可能である。

中等教育学校と同様に教育課程の特例が認められている。主に、都市部に設置され、中等教育学校と同じく大学進学実績が著しいのが特徴である。現在全国的に最も増えている中高一貫教育の形態である。大学進学率が高いのはその特例が認められているカリキュラムを見れば一目瞭然である。難度の高い教科の選択と高3に相当する時間はかなり発展問題にシフトすることができる。

(例) 京都府立洛北高等学校・附属中学校カリキュラム³⁾

教育課程表 (平成20年3月現在)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
中 学 校	第1学年 基礎	国語		社会		数学		理科		音楽		美術		保健体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		総合的な学習の時間		英語		英語			
	第2学年 基礎	国語		社会		数学		理科		英語		英語		保健体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		総合的な学習の時間		英語		英語			
	第3学年 充実	国語		社会		数学		理科		英語		英語		保健体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		総合的な学習の時間		英語		英語			
高 等 学 校	第1学年 充実	国語		現代社会		洛北サイエンス 数学		理科		体育		保健		芸術		英語		英語		英語		英語		英語		家庭		サイエンス		アイエー		ホームルーム			
	第2学年 発展	文系	国語		世界史		日本史		洛北サイエンス 数学		理科		体育		保健		英語		英語		英語		英語		英語		サイエンス		アイエー		ホームルーム				
	第3学年 発展	理系	国語		世界史		地理		洛北サイエンス 数学		理科		体育		保健		英語		英語		英語		英語		英語		サイエンス		アイエー		ホームルーム				
	第1学年 発展	文系	国語		地理 政治経済		日本史 世界史		洛北サイエンス 数学		理科		体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		サイエンス		アイエー		ホームルーム				
	第2学年 発展	理系	国語		地理 政治経済		日本史 世界史		洛北サイエンス 数学		理科		体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		サイエンス		アイエー		ホームルーム				
	第3学年 発展	文系	国語		地理 政治経済		日本史 世界史		洛北サイエンス 数学		理科		体育		英語		英語		英語		英語		英語		英語		サイエンス		アイエー		ホームルーム				

※高校の教科・科目名を小学生にわかりやすく表記しています。
学習指導要領の改訂により変更することがあります。

設置例

国立では名古屋大学教育学部附属中・高等学校

公立では岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校

私立では学校法人横浜共立学園横浜共立学園中学校・高等学校

京都府では、京都府立洛北高等学校・附属中学校、京都市立西京高等学校・附属中学校がある。

③ 連携型中高一貫教育

異なる設置者間での設置が可能であり、一つの高等学校に複数の中学校、あるいは複数の高等学校に一つの中学校が対応していることもある。

連携中学校から連携高等学校への選抜は調査書および入学試験によらない簡便な方法で実施することが可能である。また、連携していない中学校からも一般の入試で受験することができる。連携中学校から他の高等学校や高等専門学校などへの進学も可能である。

中学校の教師が高等学校で授業を受け持ったり、高等学校の教師が中学校の授業に参加し、中学校の教育内容の理解を深めたりすることができる。また、中学校と高等学校が合同で部活動を行ったり、芸術鑑賞会を合同で鑑賞したりして生徒同士が交流を深めている。

ただし、他の高等学校などに進学する者や連携中学校以外からも生徒が入学してくるため、中等教育学校・併設型中高一貫教育校に比べ大幅なカリキュラムの変更ができない制限がある。

主に、地域と結びつきの強い高等学校とその地域の中学校が連携して取り組む事例が多い。

設置例

横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校⇒神奈川県立光陵高等学校（国立・公立）

阪南市立飯南中学校・松阪飯高西中学校・松阪市立飯高東中学校⇒三重県立飯南高等学校（公立）

学校法人緑丘学園水戸英宏中学校⇒学校法人田中学園水戸啓明高等学校・学校法人田中学園水戸葵陵高等学校（私立）

中高一貫教育は、個性の発見と伸長、進路の選択の時期に当たる中等教育を、入試によって接続するのではなく、継続した学習と学校生活によって実現しようとするものである。また中等教育段階を複線化し、戦後の呪縛ともいえる633制教育に対して学校選択幅を拡大する政策的意図があったといえる。また国民の一部に残っていたエリート教育の象徴的存在であった旧制中学校の再現と捉えることもできなくはない。

中等教育学校や併設型の中高一貫教育校は教育課程の特例が認められ、特に中学高校の重複した教育範囲を整理し効率的な教育ができるとともに発展問題や応用問題の授業時間の確保など大学進学準備に時間を割くことができる。その結果大学進路実績が大きく伸びたことが国民の広い支持を得たものと考えている。全国の通学圏に1校を目標に開設されている中高一貫教育校は平成25年4月時点で450校あり、その内中等教育学校50校、併設型318校、連携型82校が設置されている。公立の中高一貫教育校では全体で184校、中等教育校は29校、併設型74校、連携型81校である⁴⁾。

特に併設型中高一貫教育校は人気が高く、同じカリキュラムの特例が認められる中等教育学校に比べて設置の比率が格段に高い。これは①あまりなじみのない中等教育学校については地域・保護者に対して詳しく教育内容を説明する必要があるが、併設型では地域の伝統校や大学

進学実績のある高校に中学を併設して、高校の知名度が保護者を安心させ人気を引きつけていること、②入学者決定方法はどちらも学力検査を課さないとしつつも中等教育学校が調査書を最も重視する（86.9%）のに対して併設型では学力検査に近い適性検査が中心（96.1%）であること⁵⁾、③併設型がサイエンスなどの魅力的な専門学科を設置するケースが多いこと、④併設校では中学部を終了した時点で他の高校を受験することも可能であること（中等教育学校は校種が異なることより他校へは編転入となる）などが設置の多い理由と考えられる。

現在全国的に高等学校入試が総合選抜ではなく単独選抜に移行しており、こうしたことも特色ある教育課程を持つことができる中高一貫教育校を後押ししているものと考えられる。

(2) 小中一貫教育

小中一貫教育は、日本の私学でも見られた制度である。公立の小中一貫教育が議論になったのは、46 答申以降であるが、平成 26 年の教育再生実行会議の第 5 次提言や中教審「子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」において制度化が提案されたことによる。

国の「義務教育に関する意識調査」⁶⁾によると、小5で①各教科について「とても好き」「まあ好き」と答えた児童の合計の割合が減少②学校に通うのが「とても楽しい」と答えた児童の割合が大きく減少している。

中1では①国語、算数・数学、総合的な学習の時間について「とても好き」「まあ好き」と答えた生徒の合計の割合が減少②学校に通うのが「とても楽しい」と答えた生徒の割合が大きく減少し、こうしたことより児童生徒の発達上、小学校5年生段階及び中学校1年生段階に発達上の段差がある可能性が指摘された。

国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」⁷⁾によると中1年生段階でいじめ認知件数及び不登校児童生徒数は急増する結果となっている。

原因として、複数の小学校から集まり、新たな人間関係作りにうまくいかないといった問題や、制服など学校生活上の細かい決まり、難しくなる学習内容や教科担任制、定期テストなどの順位や評価のプレッシャー、忙しいクラブ活動など、小学校時代と比べて環境が大きく変わるために起きるとされ、俗に「中1ギャップ」とも言われている。

こうした小5の学習問題と中1ギャップの解消策として、633制から543制による教育体制の義務教育を試行するところが出てきた。また一部地域では高学年（5・6年生）では教科担任制を試行する学校もあった。

平成12年に国の「研究開発校」の指定を受け、広島県呉市で始まったのが公立で最初の小中一貫教育である。呉市教育委員会の資料⁸⁾によると、小学校2校と中学校1校から義務教育9年間を一貫する形で始めている。従来の6・3制度が制度疲労を起し、子どもの心身の発達や学習指導・生徒指導上の課題にそぐわない面が出ているとの現状認識が基になっている。

小学校の教師が中学校の授業を受け持ったり、中学校の教師が小学校の授業に参加し、小学校の教育内容の理解を深めたりする。また、小中学校が合同で行事を行ったりすることで児童生徒同士が交流を深めている。

○メリットを整理すると

- ・小中学校間のスムーズな学習の接続が可能である。
- ・教員が小学生・中学生両方を見ることができるので、子どもの具体的な学力状況や理解力を把握できる。
- ・より幅広い年次での交流等による思春期における自尊感情の回復（低学年の面倒をみることで、「自分は頼りにされている、周りの役に立っている」と思えるようになる）。

○デメリットは

- ・小中の節目の意識が薄れ、緊張感のない学校生活になる。
- ・ずっと同じ場所にいることで、子どもが環境の変化に弱くなる。
- ・中学校からの再スタートがきりにくい（いじめがあった場合など）。
- ・小中の両方に関わることによる教員の負担増がある。

また国立中学校や私立中学校、都道府県立中学校などに進学する者や連携小学校以外からも児童が入学してくるため、大幅なカリキュラムの変更ができないという制限がある。

京都市では平成16年度に構造改革特区制度⁹⁾を活用して「小中一貫教育特区」の認定を受けて、中学校ブロックにおいて、小学校における英語科や小中一貫した読解カリキュラムの開発や54制の導入など、小中学校間の連続性を高める特色あるカリキュラムを作成し、小中一貫教育のスタイルを構築している。

中学入学時に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の解消や「学力向上」をはじめ社会の急激な変化や子どもたちの心身の発達の早期化に対応し、子どもたちの個性・能力を効果的に引き出す取組として地域と連携を図りながら取り組んでいる。

平成18年からは品川区立の全小学校・中学校で小中一貫教育をはじめている。小中の授業のなめらかな接続を目的としたカリキュラムを作成し、義務教育9年間を、1年生～4年生、5年生～7年生、8・9年生という432の3段階で捉えて指導している。

子どもの心や身体の発達を踏まえ、児童・生徒の個性・能力を十分に伸ばすことを目的に、1～4年生で基礎・基本の定着を図り、5～7年生は基礎・基本の徹底に重点をおいた指導を行い、8・9年生は教科、内容の選択の幅をふやした指導を行っている。

これは、4年生と5年生段階の自尊感情の低下や生理的発達の顕著な変化があるという研究結果から考えられた。また4年生では教科別の学力だけでなく、学習態度や学校生活全般についての指導も必要ことから学級担任制としている。教科の専門的な内容に対する関心が高まる5年生以降は段階的に教科担任制を採用している。

また、5年生から7年生の間には、小中両方の教員の配置や、少しずつ中学校の授業スピー

下に慣れることができるような授業時間の設定、小学校と中学校の学習カリキュラムの乖離を埋め合わせるための独自の学習項目の設定がされており、子どもの変化への対応を重要視している。設置形態としては異なる設置者の下で、主に地域の結びつきの強い中学校とその地域の小学校が連携して行う連携型の小中一貫教育（「中学校連携型小学校」及び「小学校連携型中学校」）である。

また同じ設置者（市町村）が小学校と中学校を併設し、接続して小中一貫教育（併設型小学校・中学校）を行うものがある。併設型の小中一貫教育校の特徴は、他の小学校からもその中学校に進学できることである。中学校では内部進学生と外部進学生が切磋琢磨して学校生活を送る。

基本的に併設されている小学校の児童はそのまま中学校に進学するが、国立中学校や私立中学校、都道府県立中学校、中等教育学校を受験することも可能である。

設置例としては、京都府では宇治市立宇治黄檗学園がある。

平成 27 年 6 月学校教育法の改正が行われ、これにより小中一貫教育を行う新たな学校種である義務教育学校が制度化され、さらに義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う小中一貫型小・中学校も制度化されることになった。

少子化の進展で小中一貫教育を進める地域もあれば、大都市部で学校選択を可能とする小中一貫教育校や連携活動を中心とする小中一貫教育も見られる。ねらいとしては、いわゆる中 1 ギャップの解消だけでなく義務教育の質の向上、学力向上を掲げる取組もある。

ある意味中高一貫教育が旧制中学校の復活であるエリート教育に重心があるとすれば、小中一貫教育は中 1 ギャップの解消を中心に子どもの発達の段差解消の問題ともいえる。

今後の小中一貫教育の制度設計は資料¹⁰⁾を見ると

- ・一人の校長の下、原則として小中免許を共有した教員が 9 年間の一貫した新たな学校種を学校教育法に位置付ける。（義務教育学校）
- ・独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする。（小中一貫型小・中学校）
- ・既存の小学校・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
- ・既存の小学校・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は行わない。

ここで重要な事は、教育課程の編成で、義務教育学校と小中一貫型小・中学校どちらも 9 年間の系統性を確保した教育課程の編成を行うとともに小中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設できることである。

入学者選抜を行わないのが前提であれば、こうした特色ある小中一貫教育を受ける選択の機会が全ての子どもたちに与えられることが必要となり、財政的な問題や教育環境が整えば小

中一貫型小学校・中学校（仮称）の設置拡大が急務と思われる。

(3) 大学の飛び入学

平成3年中教審「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」の中で、数学や物理等の特定の分野に関して教育上の例外措置として試行的に大学への飛び入学を実施することが提言された。平成9年答申では稀有の才能を有する者は、18歳未満であっても教育上の例外措置として大学入学資格を認めるという制度改革を提言した。当面、数学や物理の分野に限り、対象を高等学校に2年以上在学した17歳以上の者とし、受け入れ大学は、例外措置の対象分野に関して、博士課程を有し、高度な教育研究活動を実施しているとした。

平成9年7月には平成9年答申に基づき、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、飛び入学制度は創設された。さらに平成13年には学校教育法の一部改正等が行われ飛び入学の対象分野の撤廃等が行われた。

大学の飛び入学制度の趣旨は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ろうとするものである。

○対象者に関する要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること¹¹⁾
- ・高校に2年以上在学したこと¹²⁾

○受け入れ大学に関する要件

- ・飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績および指導体制を有すること¹¹⁾
- ・特に優れた資質の認定にあたって、高校の校長の推薦を求めるなど、制度の適切な運用を工夫していること¹³⁾
- ・自己点検・評価の実施およびその結果の公表を行うこと¹⁴⁾

具体的には大学飛び入学は平成10年数学、物理分野で千葉大学が開始し、平成13年に全分野で解禁されると名城大学、日本体育大学等6大学で実施された。

さらに平成28年度には京都大学医学部が飛び入学制度を開始することで注目をあびた。ただし、受験する高校生は、高校を中途退学となることに注意しなければならない。

(4) 高等学校の早期卒業制度

「グローバル人材育成戦略（平成24年6月）」¹⁵⁾の「戦後一律に導入された6334制の教育体系を、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。」の提言を受け、多

様で柔軟な教育制度の見直しの中で早期に高校を卒業する制度が検討され始めた。

現行の高等学校における卒業認定の在り方は

- ・ 修業年限は3年、定時制通信制の課程は3年以上¹⁶⁾
- ・ 卒業単位数は全学科共通では74単位以上で各学校が定める単位を修得（必履修単位は31単位以上）。専門学科では専門教科・科目は25単位以上である。

これ以外にも学校外学修等の単位認定も可能であり

- ① 学校間連携による単位認定
- ② 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定
- ③ 技能審査の成果の単位認定
- ④ ボランティア活動等の単位認定

①から④を合わせて36単位まで卒業に必要な単位数に加えることができる。

さらに

- ⑤ 外国留学に係る単位認定（36単位まで）
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定
- ⑦ 別科の科目の単位認定
- ⑧ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
- ⑨ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

これらを活用して高校の修業年限をどれだけ短縮できるかということが議論となる。

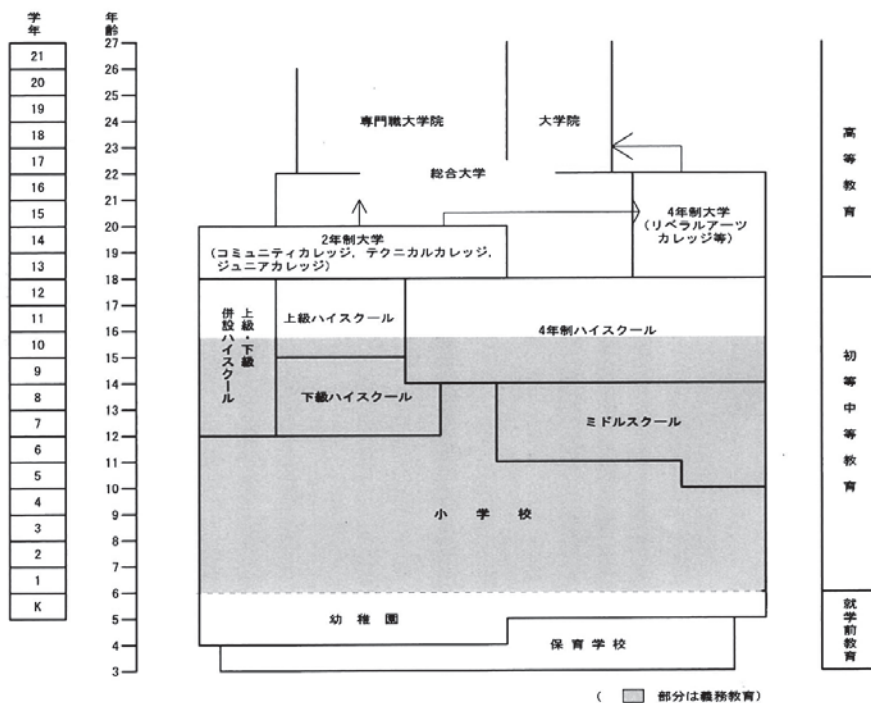
また同時に、飛び入学制度との関係を整理しておく必要がある。優れた資質を有する者の飛び級は、特定の大学への入学資格は得られても、他大学では入学資格は得られず、高等学校を卒業していないため、高等学校卒業資格はなく、入学した大学を中退した場合は、最終学歴は中卒となるからである。

4 世界の学校教育制度

世界のいくつかの国の主な学制は以下の通りである¹⁷⁾。ただし、日本と異なり米国やヨーロッパ諸国では、州や連邦等で独自の教育制度が認められており、一つの国の中で異なる教育制度を有している。そこで日本総合研究所がまとめた「諸外国の義務教育制度の概要」¹⁷⁾を参考に諸外国の①学制・義務教育制度②留年制度③飛び級・早期入学・早期卒業等についての状況を大まかに検証してみた。

国	学制	就学年齢・期間	進級
アメリカ	8-4、6-3-3 5-3-4、4-4-4、 6-6	就学前クラスを有し、多くの児童が5歳から就学 (例：カリフォルニア州は6～18歳)	自動進級であるが原級留置もある
イギリス	6-5-2	5歳～16歳（16歳の誕生日から離学が可能）	自動進級
フランス	5-4-3	6歳～16歳（就学前教育あり）	原級留置もある
ドイツ	4-9、6-4/6/7	6歳～15歳（一部の州は16歳、5歳児早期入学制度の州もある、幼稚園制度あり）	基礎学校第1学年を除いて原級留置あり（少ない）
韓国	6-3-3	6歳～15歳（幼稚園制度あり）	自動進級
日本	6-3-3	6歳～15歳（幼稚園制度あり）	自動進級

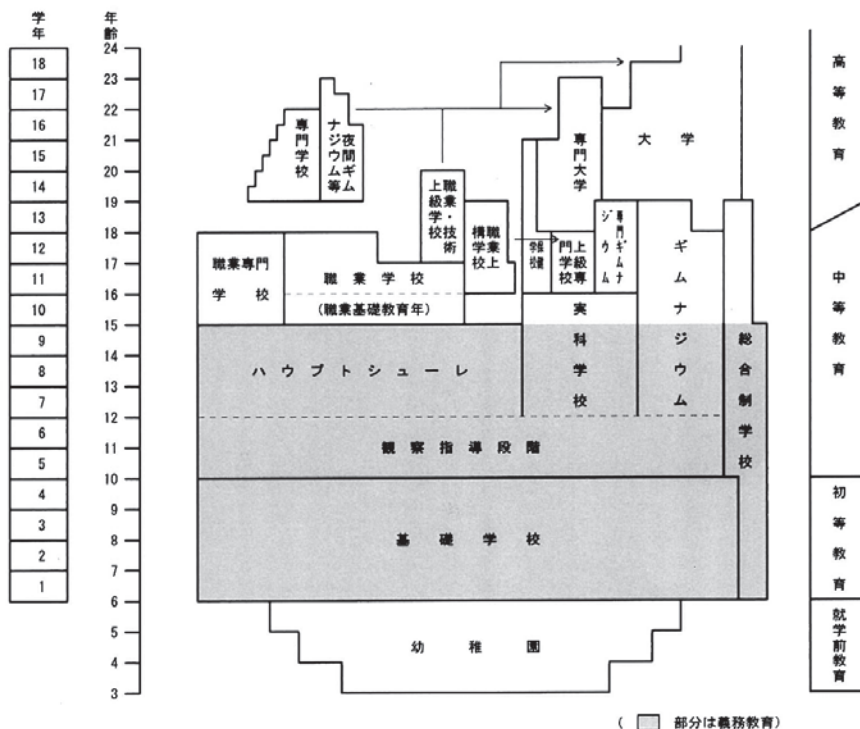
(1) アメリカ合衆国の学校系統図¹⁸⁾



① アメリカの学制は単線型とは言え、実際は8-4、6-6、6-3-3、6-3-4、4-4-4制度等があり、州や学区によって異なっている。義務教育はこれまで9年から10年であった。義務教育期間を延長する州が増えて11年～13年にする州が25州にのぼっている。

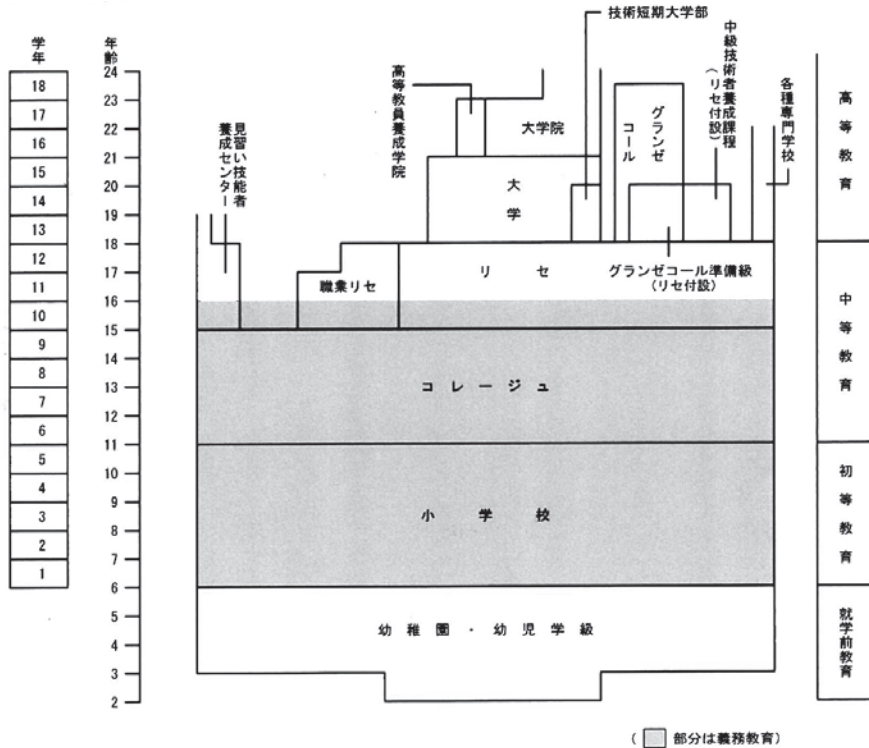
- ③ 進級・進学については法令上の年齢制限は特にないが、実際は早期の進級・進学はまれにある。

(3) ドイツの学校系統図¹⁸⁾

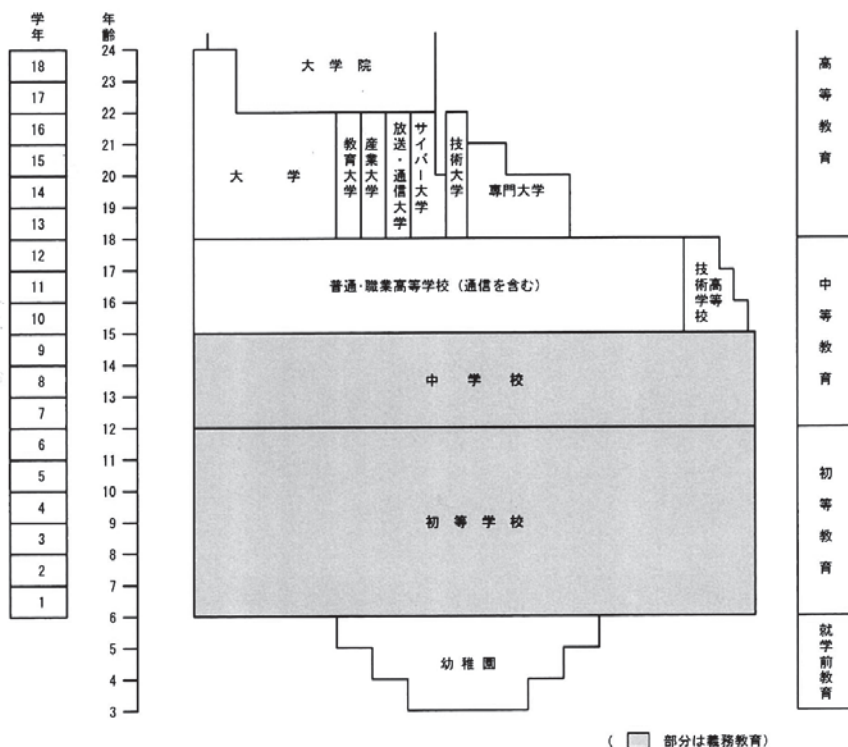


- ① ドイツの小学校は6歳から4年間であり、その後はギムナジウム²¹⁾に進むか職人やマイスター（親方）に分かれるといわれる。義務教育は全日制の就学義務（9～10年間）と定時制就学義務（通常の学校に通学していない者に18歳までに3年間職業学校へ週1～2日通学すること）が併用される。18歳まではいずれかの学校に就学することになる。
- ② 学校と親が相談して留年を決めることができる。
- ③ 5歳児早期入学制度のある州もある。大学入試の年齢は制限なし（1年前倒しでアビトゥーア²²⁾試験受験が増大している）。

(4) フランスの学校系統図¹⁸⁾



- ① フランスの義務教育制度は、6歳から16歳まででリセ²³⁾の1年目までである。またホームスクーリングなど家庭で学習する親の教育権を認めている（その場合学習状況を把握するための国による学力検査が行われている）。
- ② 留年については親が異議申し立てができる。むしろコレージュ（中等学校）以降では希望の進路に進むために親が留年を選ぶこともある。
- ③ 典型的な飛び級制度があり、学年別教育課程を飛び越すことができる。ただし、小学校では原則1回とし、コレージュでは飛び級に関する規定がない。中等教育レベル認証のバカロレア²⁴⁾を取得すれば原則どこの大学でも入学ができ、バカロレア取得の年齢制限はなく大学入学年齢制限もない。

(5) 韓国の学校教育制度¹⁸⁾

- ① 日本と同じ、義務教育年限は6～15歳の間、家庭での義務教育は認めていない。
- ② 自動進級し、原級留置はない。
- ③ 小中高早期進級・早期卒業の制度はあるが、実態は少ない。

5 今後の学校教育制度

学校制度として複線型と単線型のどちらがよいのか考えてみた。

複線型は、古くは階級社会の中で、富国強兵などのため社会の工業化を推進するため取り入れられたシステムである。早い段階から進むべき進路を決定し、労働者養成の必要性からイギリス、ドイツなどヨーロッパ諸国の大半が取り入れた。しかし高度情報化の現在では、かつてのような単純労働力を大量に必要としなくなり、各国とも単線型を併用したシステムに移行している。

単線型は、ある意味公平公正の下での自由競争を前提としたシステムである。秩序の維持や規範意識の形成を基盤としながら自由競争社会を目指す。市民革命後のフランスや初期のアメリカに根付いた。

現在は、産業構造の変容とともに求められる人材像も変化し、各国とも純粋な「単線型」

「複線型」は少なく、途中から分岐している場合が多く、選択制のある複線型教育制度に変わりつつあるといつてよい。

日本に単線型教育制度を導入したアメリカが州や学区ごとによって異なる教育制度を持っていることを考えれば、日本が進路の自由選択として複線化した学校教育制度を持つことは不思議ではない。実際は単純に複線化教育ではなく、単線と複線の間と言われる分岐型である。初等教育は共通としながら中等教育以降複線化する形態である。このことはヨーロッパ諸国においても複線型から分岐型の異なるバリエーションになってきている。

教育の機会均等、公平公正を求めるなら単線型、個性尊重や能力伸長の観点から考えるなら選択制のある複線型教育制度となる。今後の日本を考えるに就学前教育をしっかりと、初等教育を共通にした上で、中等教育から複線化を目指す分岐型の教育制度が推し進められると考えられる。

ただ我が国の教育の問題は、義務教育が自動進級となっており、留年がなく果たして学力が身についているかどうかかわからないことである。高等学校教育においても高校進学率98%近いと公表されているものの高校卒業率は1970年代後半に88%²⁵⁾に達した以降現在までずっと変わっていないことから、必ずしも学力の保障が担保されていない実態が見えてくる。

もし義務教育段階の基礎基本である確かな学力が身に付いていない場合は、諸外国に見られるように自動進級でなく留年制度を導入してもよいのではないかと考える。

今後複線化の流れは加速し、国において高校早期卒業制度が検討されている。世界のグローバル化の流れの中で国際的に活躍できる有為な人材の育成を目指すものと思われるが、義務教育以上に確かな学力を担保するためには高校卒業認定試験が大事になってくる。文科省ではさらに海外の大学進学も視野に入れて、バカロレア制度導入を検討している。

教育の基礎である初等教育で学ばせることの内容を明確にして、確かな学力を育むとともに中等教育からグローバル化に対応した教育を考えるなら、一つの答えとして共通テストを前提とした国際バカロレアの教育プログラム²⁶⁾の形が日本において増えてもよいのではないかと考える。ただし、バカロレア制度の普及を図るなら①日本の国立大学が入試をバカロレア制度で行うかが一つの鍵を握ると思う。さらに拡大を望むなら②バカロレアの単位認定を日本語で可能とする措置も検討する必要があると思う。

中等教育の複線化について考察してきたが、初等教育の留年制度も含めた確かな学力の保障をどう担保するか等は今後の検討課題であると思っている。

文 献

- 1) 文部科学省「学制百年史 資料編学校系統図」をもとに作成
- 2) 教育職員免許法附則第17項
- 3) 京都府立洛北高等学校附属中学校 HP より
- 4) 高等学校教育の改革に関する推進状況（平成25年度版）文部科学省
- 5) 初等中等教育の学校体系に関する研究「中高一貫教育の現状と制度化の政策過程に関する調査研究」平成28年（2016年）3月 研究代表者 渡邊恵子 国立教育研究所
- 6) 文部科学省「義務教育に関する意識調査」（平成17年）より
- 7) 「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
- 8) 呉市の小中一貫教育 広島県 呉教育委員会
- 9) 地方公共団体が、構造改革特別区域において、学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とするため、文部科学省告示により、現行の研究開発学校制度とは別に制度化した
- 10) 「今後の小中一貫教育の制度設計」文部科学省
- 11) 学校教育法第90条第2項
- 12) 学校教育法施行規則第153条
- 13) 学校教育法施行規則第151条
- 14) 学校教育法施行規則第152条
- 15) グローバル人材育成推進会議 審議のまとめ 平成24年6月4日
- 16) 学校教育法第56条
- 17) 義務教育のあり方に関する国際調査報告書（平成14年3月）財団法人日本総合研究所
- 18) 文部科学省「諸外国の教育統計」平成26年版
 出典：アメリカ 連邦教育省、Digest of Education Statistics, 各年版
 イギリス 英国教育省（DFE）、Education and Training Statistics for the United Kingdom, 各年版（全般）
 フランス フランス国民教育・高等教育研究省、Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche, 各年版
 ドイツ 連邦統計局、Bevölkerungsfortschreibung, 各年版
 韓国 韓国教育科学技術省・韓国教育開発院、「教育統計年報」各年版
- 19) Advance Placement の略。カレッジ・ボード（SATを運営する非営利組織）が提供する大学の教養教育レベル（1～2年次）のプログラム。高校の教員が教える授業と、毎月5月に一斉に行われる AP テストから成っている。
- 20) 13歳～18歳の子供を教育するイギリスの私立学校の中でもトップの10%を構成するエリート校の名称、特にイートン校など9つの名門校が代表的である。主な特徴は長い歴史（伝統）がある優秀な学校・高価な学費・全寮制（寄宿学校）等である。
- 21) カリキュラムは9年生で、総合大学の入学資格である「アビトゥーア」を得る。
- 22) アビトゥーアは日本のセンター試験のようなものであるが、ただし1回きりで一生有効である。
- 23) フランスの後期中等教育機関。大学進学をめざす3年間のコースと、職業教育を施す2年間のコースとがある。
- 24) フランスの後期中等教育の終了を証明する国家試験。これに合格すると大学入学資格が与えられる。

- 25) 文部科学省「学校基本調査」から推計
- 26) 国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム
- 1 Primary Years Programme (PYP) 対象 3 歳～12 歳 精神と身体の両方を発達させることを重視したプログラム
 - 2 Middle Years Programme (MYP) 対象 11 歳～16 歳 青少年にこれまでの学習と社会とのつながりを学ばせるプログラム
 - 3 Diploma Programme (DP) 対象 16 歳～19 歳 所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を取めると、国際的に認められる大学入試資格（国際バカロレア資格）が取得できるプログラム
 - 4 Career-related Program (CP) 対象 16 歳～19 歳 キャリア教育・職業教育に関連したプログラム

